



令和2年12月23日

株式会社ジャパネットたかたに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社ジャパネットたかた（以下「ジャパネットたかた」といいます。）に対し、同社が供給するエアコンに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社ジャパネットたかた（法人番号 3310001005550）
所 在 地 長崎県佐世保市日宇町2781番地
代 表 者 代表取締役 高田 旭人
設立年月 昭和61年1月
資 本 金 3億円（令和2年12月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

別表1「商品」欄記載のエアコン（以下「特定本件8商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

別表2「表示媒体」欄記載の表示媒体

イ 課徴金対象行為をした期間

別表3「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間

ウ 表示内容（別紙1ないし別紙6）

例えば、平成29年5月19日に配布した会員カタログにおいて、「ジャパネット通常税抜価格 ~~79,800円~~」、「2万円値引き」、「さらに！会員様限定2,000円値引き」及び「値引き後価格 会員様特価 57,800円」と記載するなど、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は、ジャパネットたかたにおいて特定本件8商品の各商品について通常販売している価格であり、「値引き後価格」等と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

エ 実際

「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は、ジャパネットたかたにおいて、特定本件8商品の各商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。

(3) 課徴金対象期間

別表3 「課徴金対象期間」欄記載の期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

ジャパネットたかたは、特定本件8商品の各商品について、それぞれ、前記(2)ウの表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

ジャパネットたかたは、令和3年7月26日までに、別表3 「課徴金額」欄記載の額を合計した5180万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1

番号	商品
1	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G22TD) (以下「本件 6 畳用エアコン」という。)のうち、税抜価格 57,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 6 畳用エアコン①」という。)
2	本件 6 畳用エアコンのうち、税抜価格 59,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 6 畳用エアコン②」という。)
3	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G25TD) (以下「本件 8 畳用エアコン」という。)のうち、税抜価格 67,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 8 畳用エアコン①」という。)
4	本件 8 畳用エアコンのうち、税抜価格 69,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 8 畳用エアコン②」という。)
5	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G28TD) (以下「本件 10 畳用エアコン」という。)のうち、税抜価格 77,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 10 畳用エアコン①」という。)
6	本件 10 畳用エアコンのうち、税抜価格 79,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 10 畳用エアコン②」という。)
7	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G40TD) (以下「本件 14 畳用エアコン」という。)のうち、税抜価格 97,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 14 畳用エアコン①」という。)
8	本件 14 畳用エアコンのうち、税抜価格 99,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 14 畳用エアコン②」という。)

別表 2

配布年月日 又は表示期間	配布地域 又は表示地域	表示媒体	商品	表示内容	
平成 29 年 5 月 19 日 (別紙 1)	全国	会員カタログ	本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、「2 万円値引き」、「さらに！会員様限定 2,000 円値引き」、「値引き後価格 会員様特価 57,800 円」	
			本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、「値引き後価格 67,800 円」	
			本件 10 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、「値引き後価格 77,800 円」	
			本件 14 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、「値引き後価格 97,800 円」	
平成 29 年 5 月 26 日 (別紙 2)			本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、「2 万円値引き」、「さらに！会員様限定 2,000 円値引き」、「値引き後価格 会員様特価 57,800 円」	
				本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、「値引き後価格 67,800 円」
				本件 10 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、「値引き後価格 77,800 円」
				本件 14 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、「値引き後価格 97,800 円」
平成 29 年 6 月 3 日 (別紙 3)	石川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、山口県、高知県、福岡	新聞折り込みチラシ	本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、「2 万円値引き」、「値引き後価格 衝撃価格！ 59,800 円」	

配布年月日 又は表示期間	配布地域 又は表示地域	表示媒体	商品	表示内容
	県、大分県及び沖縄県		本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、「値引き後価格 69,800 円」
			本件 10 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、「値引き後価格 79,800 円」
			本件 14 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、「値引き後価格 99,800 円」
平成 29 年 6 月 9 日 (別紙 4)	福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県		本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、「2 万円値引き」、「値引き後価格 衝撃価格！ 59,800 円」
			本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、「値引き後価格 69,800 円」
			本件 10 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、「値引き後価格 79,800 円」
			本件 14 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、「値引き後価格 99,800 円」
平成 29 年 6 月 5 日 (別紙 5)	北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉	ダイレクトメール	本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、「2 万円値引き」、「さらに！会員様限定 2,000 円値引き」、「値引き後価格 衝撃価格！ 57,800 円」

配布年月日 又は表示期間	配布地域 又は表示地域	表示媒体	商品	表示内容
	県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県		本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、「値引き後価格 67,800 円」
			本件 10 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、「値引き後価格 77,800 円」
			本件 14 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、「値引き後価格 97,800 円」
平成 29 年 6 月 1 日から同月 14 日 (別紙 6)	全国	自社ウェブサイト	本件 6 畳用エアコン	「2 万円値引き!」、「ジャパネット通常価格 79,800 円 (税別)」、「20,000 円値引き」、「値引き後価格 59,800 円 (税別)」
			本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常価格 (税別) 89,800 円」、「値引き後価格 (税別) 69,800 円」
			本件 10 畳用エアコン	「ジャパネット通常価格 (税別) 99,800 円」、「値引き後価格 (税別) 79,800 円」
			本件 14 畳用エアコン	「ジャパネット通常価格 (税別) 119,800 円」、「値引き後価格 (税別) 99,800 円」

別表3

商品	配布地域又は表示地域	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	課徴金額
特定本件6畳用 エアコン①	青森県、岩手県、秋田県及び山形県（以下「4県」という。）	平成29年5月19日から 同月26日までの間	平成29年5月19日から 同年9月27日までの間	2062万円
	北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（以下「43都道府県」という。）	平成29年5月19日から 同年6月5日までの間	平成29年5月19日から 同年11月30日までの間	
特定本件6畳用 エアコン②	全国	平成29年6月1日から 同月14日までの間	平成29年6月1日から 同年9月6日までの間	1081万円
特定本件8畳用 エアコン①	4県	平成29年5月19日から 同月26日までの間	平成29年5月19日から 同年7月2日までの間	495万円
	43都道府県	平成29年5月19日から 同年6月5日までの間	平成29年5月19日から 同年11月17日までの間	
特定本件8畳用 エアコン②	全国	平成29年6月1日から 同月14日までの間	平成29年6月1日から 同年8月27日までの間	302万円
特定本件10畳 用エアコン①	4県	平成29年5月19日から 同月26日までの間	平成29年5月19日から 同年7月21日までの間	382万円
	43都道府県	平成29年5月19日から 同年6月5日までの間	平成29年5月19日から 同年11月30日までの間	

商品	配布地域又は表示地域	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	課徴金額
特定本件１０畳 用エアコン②	全国	平成２９年６月１日から 同月１４日までの間	平成２９年６月１日から 同年７月２９日までの間	２４６万円
特定本件１４畳 用エアコン①	４県	平成２９年５月１９日から 同月２６日までの間	平成２９年５月１９日から 同年７月１４日までの間	３６６万円
	４３都道府県	平成２９年５月１９日から 同年６月５日までの間	平成２９年５月１９日から 同年９月２８日までの間	
特定本件１４畳 用エアコン②	全国	平成２９年６月１日から 同月１４日までの間	平成２９年６月１日から 同年８月１０日までの間	２４６万円

お電話1本で
注文受付

夏のエアコン祭り

選び抜かれた
エアコンがとにかく安い!

**標準取付
工事費込み**

通常12,000円(税別)を
今なら工事費込み!

**古くても壊れていても
高額下取り**

さらに下取り品の
取り外し料金も **無料!**

**特別分割お支払い
分割回数アップ**

キャンペーン中は
分割回数を特別アップ!

キャンペーン期間: 2017年8月31日(木)まで

**会員様
特価!!**

シャープネット通常税抜価格
79,800円

**2万円
値引き**

さらに!
**2,000円
値引き**

さらに!
**標準取付
工事費込み**
8月31日まで

プラズマクラスターで快適冷房

新モデルが驚きの価格! キレイな空気で涼しく快適に!

SHARP Japanet オリジナル

2017年最新モデル

新製品

冷房	除湿	除菌	空清
フィルター 自動掃除	清潔	省エネ	
なし	プラス マクラスター 7000	なし	

1時間あたりの電気代は^{※3}
冷房わずか
約2.6円

※1 自然年度
2010年
※2 エアコン標準消費電力100%
※3 10畳用標準消費電力717W

**1 高濃度プラズマクラスター7000で
年中お部屋の空気がキレイ**

プラスとマイナスのイオンを放出してお部屋の空気をキレイに。
さらにプラズマクラスターの単独運転でもでき年中大活躍します。

浮遊ウイルスを抑制^{※4}

浮遊菌を抑制^{※4}

浮遊カビ菌を除去^{※4}

付着臭を分解・除去^{※4}

豊数違いも特価! 特別分割36回払いまでOK
●送料別(税込3,240円)

主に8畳用 (AY-G25TD) (単相100V) 冷房7~10畳 暖房8~9畳	主に10畳用 (AY-G26TD) (単相100V) 冷房8~12畳 暖房9~10畳	主に14畳用 (AY-G40TD) (単相100V) 冷房11~17畳 暖房11~14畳
シャープネット通常税抜価格 89,800円 ※引込価格	シャープネット通常税抜価格 99,800円 ※引込価格	シャープネット通常税抜価格 119,800円 ※引込価格
67,800円 (税込73,224円)	77,800円 (税込84,024円)	97,800円 (税込105,624円)

●リサイクル希望の際は、リサイクル料金+収集・運搬料金が別途必要。取外し料金は別料金。
[6畳用] ●サイズ/室内機幅770×奥行230(据付後232)×高さ283mm 室外機幅660(+突起部67)×奥行266(前金324)×高さ550mm ●重量/Bkg(室内機のみ)
※4 第三者公的機関により実証。※5 シャープ調べ。※6 画像はイメージです。

安心の5年保証対象 加入料5% 長期保証対象

会員様特価

値引き後価格
57,800円
(税込62,424円) ●送料別(税込3,240円)

さらに!
**標準取付
工事費込み**
8月31日まで

**特別分割
30回まで
OK!**
●初回4,764円
●お支払合計65,664円(送料・消費税込)

月々**2,100円** X29回

申込番号 **6畳用 C070-01401 8畳用 C070-01402 10畳用 C070-01403 14畳用 C070-01404**

気密コンクリートモルタルで、
室外機が地面に設置した場合
の標準取付工事費は12,000
円相当。冷房能力4.0kW以内
のエアコンの場合。

【共通注釈】※1 家電リサイクル法対象のエアコンに限り
ます。※2 14畳までは12,000円(税別)、15~20畳は2
1,000円(税別)、20畳以上は28,000円(税別) ※3 お
部屋の設置位置・設置し安定運転状態にもより消費電
力や運転時間・効率、20畳/11kW(冷房)が当社が算出。

**14ページの
エアコン注文時の
注意事項**

古いエアコンの
リサイクル・取り外し
ご希望の場合

●リサイクル料金972円→+収集・運搬料金
1,620円=2,592円(税込)。エアコンの取
り外し4,860円(税込)が別途必要です。
※リサイクル品の取扱いはしません。※2017年4月17日現在。

エアコンがすべて会員様特価!!

132ページ
にもご紹介しています。

夏のエアコン祭り

お電話1本で注文受付

選び抜かれたエアコンがとにかく安い!

標準取付工事費込み
通常12,000円(税別)を今なら工事費込み!

古くても壊れていても高額下取り
さらに下取り品の取り外し料金も**無料!**
※該当商品に限ります。

特別分割お支払い 分割回数アップ
キャンペーン中は分割回数を特別アップ!

キャンペーン期間: 2017年8月31日(木)まで

会員様特価!!

SHARP Japanet オリジナル 2017年度モデル

かんたん機能表

冷房	暖房	除湿	空気清浄
フィルター自動掃除	清潔	省エネ	
なし	プラスマクラスター7000	なし	

1時間あたりの電気代は
冷房わずか **約2.6円**
※目標年度2010年
省エネ基準達成率100%
冷暖房電力717Wh
※AY-G22TD4000

新製品

高濃度プラスマクラスター7000で年中お部屋の空気がキレイ

プラスとマイナスのイオンを放出してお部屋の空気をキレイに。さらにプラスマクラスターの単独運転もでき年中大活躍します。

浮遊ウイルスを抑制 浮遊菌を抑制 浮遊カビ菌を抑制 付着臭を分解除去

シャープ [G-TDシリーズ]

主に6畳用 (AY-G22TD) (単相100V)
冷房 6~9畳 暖房 6~7畳

さらに! 会員様限定 **2,000円値引き**

値引き後価格 **57,800円**
(税込62,424円) ●送料別 (税込3,240円)

さらに! 標準取付工事費込み 8月31日まで

特別分割 30回までOK! 月々2,100円 x 29回
●初回4,764円 ●お支払合計65,664円(送料消費税込)

豊数違いも特価! 特別分割36回払いまでOK ●送料別 (税込3,240円)

主に8畳用 (AY-G22TD) (単相100V) 冷房 7~10畳 暖房 6~8畳	主に10畳用 (AY-G28TD) (単相100V) 冷房 9~12畳 暖房 8~10畳	主に14畳用 (AY-G40TD) (単相100V) 冷房 11~17畳 暖房 11~14畳
シャープネット通常販売価格 89,800円 値引き後価格 67,800円 (税込73,224円)	シャープネット通常販売価格 99,800円 値引き後価格 77,800円 (税込84,024円)	シャープネット通常販売価格 119,800円 値引き後価格 97,800円 (税込105,624円)

●リサイクル希望の値は、リサイクル料金+収集・運搬料金が別途必要。取外し料金は別料金。
【6畳用】●サイズ/室内機: 770×奥行: 230(送付後232)×高さ: 283mm 室外機: 幅: 660(+突起部67)×奥行: 288(奥含324)×高さ: 550mm ●重量/8kg (室内機のみ)
※4.第三者公的機関により実施。※5.シャープ調べ。※画像はイメージです。

安心の5年保証対象 加入料5% 長期保証対象

エアコン祭り対象商品は **132ページ** にもご紹介しています。

申込番号 6畳用 CN70-01401 8畳用 CN70-01402 10畳用 CN70-01403 14畳用 CN70-01404

14ページのエアコン注文時の注意事項

古いエアコンのリサイクル・取り外しご希望の場合

●リサイクル料金972円~+収集・運搬料金1,620円=2,592円~(税込)。エアコンの取り外し4,860円~(税込)が別途必要です。
※リサイクル品の品質はいたしません。※2017年4月17日現在。

14

11

12

超目玉 会員様限定 下取りなしで衝撃価格!

SHARP プラズマクラスターで快適冷房

2017年度モデル
新設や買い増しに!



シャープ [G-TDシリーズ]
シャープネット通常販売価格
79,800円

2万円 値引き

さらに! 会員様限定
2,000円 値引き

引き後価格
57,800円
(税込62,424円) ●送料別(税込3,240円)

清潔 プラズマクラスター7000で
お部屋の空気をキレイに
自然界に存在するのと同じイオンで空気を浄化。
さらにプラズマクラスター単独運転で年中大活躍。

浮遊菌を抑制^{※1} 浮遊ウイルスを抑制^{※1}
浮遊カビ菌を除菌^{※4} 付着臭を分解・除去^{※5}

急速 さらやかシャワー気流で
体に直接あたる風を抑える
天井方向に冷風を送り
冷えすぎを抑えます。
直接冷やさない
やさしさ冷房

8~14畳も衝撃価格!
特別分割36回までOK ●送料別(税込3,240円)

サイズ	主に8畳用	主に10畳用	主に14畳用
シャープネット 通常販売価格	89,800円	99,800円	119,800円
値引き後 価格	67,800円 (税込73,224円)	77,800円 (税込84,024円)	97,800円 (税込105,624円)

●6畳用 ●サイズ: 室内機 幅770×奥行230(突出部232)×高さ253mm
●室外機: 幅700×高さ494(突出部544)×奥行230(突出部232)×高さ638mm
●重量: 室内機約11kg/室外機約32kg(※重量は標準仕様による)

通常12,000円(税別)の
標準 工事費込み + 特別分割 30回まで OK!
8月31日まで

●リサイクル・廃り外しをご希望の場合は、リサイクル料金+取壊・運搬料金=2,582円+取壊・エアコンの取り外し4,860円+税(別途必要です。
●申込番号 D50001 ●Japanet 1000074 ●安心の5年保証対象 加入料5% ●標準取付工事について 詳しくは中国をご覧ください。

中面にも特価商品満載です! お見逃しなく! 

高濃度プラスマクラスター搭載！ プラスマクラスター単独運転で1年中使える！

シャープ プラズマクラスターエアコン 主に6畳 <AY-G22TD>

お客様の評価
現在、評価待ちです

2万円
値引き!

6畳

Japanet
オリジナル

フィルター自動掃除	
空気清浄	プラズマクラスター7000
清潔	内部清浄

気流	エアロダイナミック フォルム
快適	
省エネ	

1時間あたりの電気代※
 冷房でわずか**約2.6円!**
 10年前のエアコンとの年間電気代比較
 10年間で**約7,400円お得!**

おすすめポイント
詳しく見る

☒

プラズマクラスター7000搭載

☒ エアコン内部も清潔!

☒ 冷気を直接体に当てない気流

▶ 45秒動画を見る

ジャパンネット通常価格 **79,800円** (税別)

20,000円 値引き

値引き後価格
59,800円 (税別)

特別分割 30回払い迄 金利当社負担 月々2,200円〜

通常料金 **12,000円** (税別) 標準 取付 **工事費込み!**

取り外し1台あたり4,500円(税別)の取り外し料金および、リサイクル料金、収集運搬料金が別途必要になります。

▶ 詳細・購入へ

他のサイズも
ございます

8畳	ジャパンネット通常価格 (税別) 89,800円	値引き後価格 (税別) 69,800円	▶ 詳細・購入へ
10畳	ジャパンネット通常価格 (税別) 99,800円	値引き後価格 (税別) 79,800円	▶ 詳細・購入へ
14畳	ジャパンネット通常価格 (税別) 119,800円	値引き後価格 (税別) 99,800円	▶ 詳細・購入へ

14

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

- 第十条** 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
 - 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

- を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
- 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

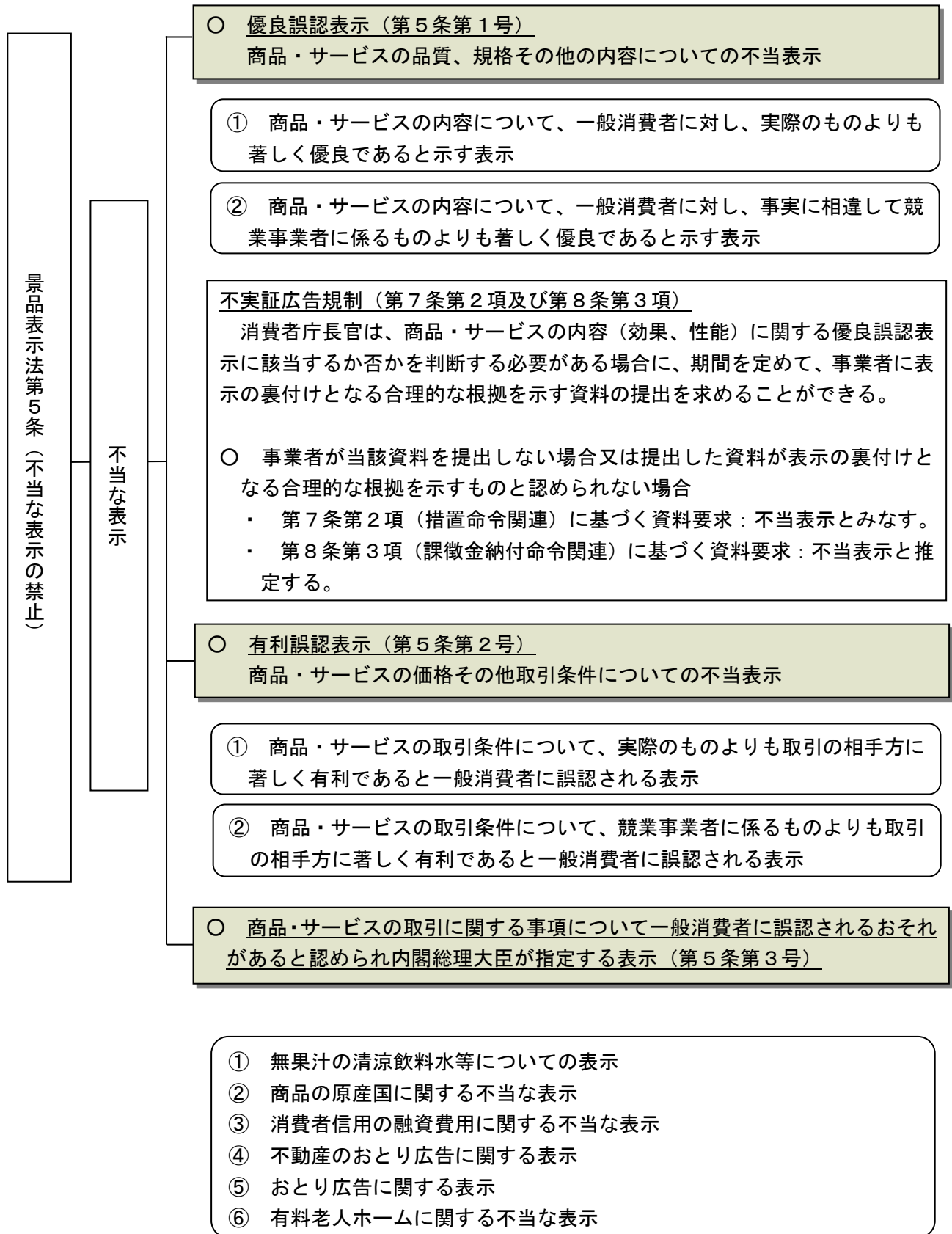
(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。

・ **対象期間**：3年間を上限とする。

・ **主観的要素**：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額（第9条）

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間（第12条第7項）

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続（第13条）

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における
金銭交付相当額が
課徴金額未満の場合

課徴金額の減額

返金措置における
金銭交付相当額が
課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

消表対第 1 8 8 2 号

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

株式会社ジャパネットたかた

代表取締役 高田 旭人 殿

消費者庁長官 伊藤 明子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する別表 1－1「商品」欄記載のエアコン（以下「本件 4 商品」という。）の各商品の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 2 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ジャパネットたかた（以下「ジャパネットたかた」という。）は、課徴金として金 5 1 8 0 万円を令和 3 年 7 月 2 6 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、ジャパネットたかたは、自己の供給する本件 4 商品の各商品の取引に関し、それぞれ、本件 4 商品の各商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第 5 条第 2 号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第 8 条第 1 項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件 4 商品のうち別表 1－2「商品」欄記載のエアコン（以下「特定本件 8 商品」という。）の各商品である。

イ(ア) 特定本件 8 商品の各商品について、ジャパネットたかたが前記 1 の課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、別表 2「配布地域又は表示地域」欄記載の地域について、同表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間である。

(イ) 特定本件 8 商品の各商品について、ジャパネットたかたが前記 1 の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から 6 月を経過する日までの間に最後に取引をした日は、それぞれ、別表 2「配布地域又は表示地域」欄記載の地域について、同表「最後に取引をした日」欄記載の日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、特定本件 8 商品の各商品について、前記 1 の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、それぞれ、別表 2「配布地域又は表示地域」欄記載の地域について、同表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした特定本件 8 商品の各商品に係るジャパネットたかたの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号）第 1 条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表 2「売上額」欄記載の額である。

エ ジャパネットたかたは、特定本件 8 商品の各商品について、それぞれ、当該表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記 1 の課徴金対象行為をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第 8 条第 1 項第 2 号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ジャパネットたかたが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第 8 条第 1 項の規定により、前記(1)ウの特定本件 8 商品の各商品の売上額に、それぞれ、100 分の 3 を乗じて得た額から、同法第 12 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨てて算出した別表 2「課徴金額」欄記載の額を合計した 5180 万円である。

よって、ジャパネットたかたに対し、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第 2 条、第 4 条及び第 18 条第 1 項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第 18 条第 2 項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第 11 条第 1 項及び

第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1－1

番号	商品
1	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G22TD) (以下「本件 6 畳用エアコン」という。)
2	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G25TD) (以下「本件 8 畳用エアコン」という。)
3	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G28TD) (以下「本件 10 畳用エアコン」という。)
4	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G40TD) (以下「本件 14 畳用エアコン」という。)

別表 1－2

番号	商品
1	本件 6 畳用エアコンのうち、税抜価格 57,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 6 畳用エアコン①」という。)
2	本件 6 畳用エアコンのうち、税抜価格 59,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 6 畳用エアコン②」という。)
3	本件 8 畳用エアコンのうち、税抜価格 67,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 8 畳用エアコン①」という。)
4	本件 8 畳用エアコンのうち、税抜価格 69,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 8 畳用エアコン②」という。)
5	本件 10 畳用エアコンのうち、税抜価格 77,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 10 畳用エアコン①」という。)
6	本件 10 畳用エアコンのうち、税抜価格 79,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 10 畳用エアコン②」という。)
7	本件 14 畳用エアコンのうち、税抜価格 97,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 14 畳用エアコン①」という。)
8	本件 14 畳用エアコンのうち、税抜価格 99,800 円で販売されていたもの (以下「特定本件 14 畳用エアコン②」という。)

別表 2

商品	配布地域 又は表示地域	課徴金対象行為をした期間	最後取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
特定本件 6 畳用エアコン①	青森県、岩手県、秋田県及び山形県（以下「4 県」という。）	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 2 6 日までの間	平成 2 9 年 9 月 2 7 日	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 9 月 2 7 日までの間	687, 409, 017 円	20, 620, 000 円
	北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（以下「4 3 都道府県」という。）	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 6 月 5 日までの間	平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 1 1 月 3 0 日までの間		

商品	配布地域 又は表示地域	課徴金対象行為をした期間	最後取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
特定本件 6 畳用エアコン②	全国	平成 2 9 年 6 月 1 日から 同月 1 4 日までの間	平成 2 9 年 9 月 6 日	平成 2 9 年 6 月 1 日から 同年 9 月 6 日までの間	360, 344, 131 円	10, 810, 000 円
特定本件 8 畳用エアコン①	4 県	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同月 2 6 日までの間	平成 2 9 年 7 月 2 日	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 7 月 2 日までの間	165, 035, 596 円	4, 950, 000 円
	4 3 都道府県	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 6 月 5 日までの間	平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 1 1 月 1 7 日までの間		
特定本件 8 畳用エアコン②	全国	平成 2 9 年 6 月 1 日から 同月 1 4 日までの間	平成 2 9 年 8 月 2 7 日	平成 2 9 年 6 月 1 日から 同年 8 月 2 7 日までの間	100, 861, 632 円	3, 020, 000 円
特定本件 1 0 畳用エアコン①	4 県	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同月 2 6 日までの間	平成 2 9 年 7 月 2 1 日	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 7 月 2 1 日までの間	127, 350, 074 円	3, 820, 000 円
	4 3 都道府県	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 6 月 5 日までの間	平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 1 1 月 3 0 日までの間		
特定本件 1 0 畳用エアコン②	全国	平成 2 9 年 6 月 1 日から 同月 1 4 日までの間	平成 2 9 年 7 月 2 9 日	平成 2 9 年 6 月 1 日から 同年 7 月 2 9 日までの間	82, 219, 036 円	2, 460, 000 円
特定本件 1 4 畳用エアコン①	4 県	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同月 2 6 日までの間	平成 2 9 年 7 月 1 4 日	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 7 月 1 4 日までの間	122, 058, 213 円	3, 660, 000 円
	4 3 都道府県	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 6 月 5 日までの間	平成 2 9 年 9 月 2 8 日	平成 2 9 年 5 月 1 9 日から 同年 9 月 2 8 日までの間		
特定本件 1 4 畳用エアコン②	全国	平成 2 9 年 6 月 1 日から 同月 1 4 日までの間	平成 2 9 年 8 月 1 0 日	平成 2 9 年 6 月 1 日から 同年 8 月 1 0 日までの間	82, 126, 008 円	2, 460, 000 円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社ジャパネットたかた（以下「ジャパネットたかた」という。）は、長崎県佐世保市日宇町2781番地に本店を置き、家庭用電気製品等の通信販売事業を営む事業者である。
- 2 ジャパネットたかたは、通信販売の方法により、別表1「商品」欄記載のエアコン（以下「本件4商品」という。）の各商品を一般消費者に販売している。
- 3 ジャパネットたかたは、本件4商品の各商品に係る会員カタログ、日刊新聞紙に折り込んだチラシ、ダイレクトメール及び自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4 ジャパネットたかたは
 - (1) 本件4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成29年5月19日に配布した会員カタログにおいて、「ジャパネット通常税抜価格 79,800円」、「2万円値引き」、「さらに！会員様限定2,000円値引き」及び「値引き後価格 会員様特価 57,800円」と記載するなど、別表2「配布年月日又は表示期間」欄記載の日又は期間に同表「配布地域又は表示地域」欄記載の地域において配布又は表示した同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は、ジャパネットたかたにおいて本件4商品について通常販売している価格であり、「値引き後価格」等と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。
 - (2) 実際には、「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は、ジャパネットたかたにおいて、本件4商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。

別表 1

番号	商品
1	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G22TD) (以下「本件 6 畳用エアコン」という。)
2	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G25TD) (以下「本件 8 畳用エアコン」という。)
3	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G28TD) (以下「本件 10 畳用エアコン」という。)
4	シャープ エアコン 【G-TD シリーズ】(AY-G40TD) (以下「本件 14 畳用エアコン」という。)

別表 2

配布年月日 又は表示期間	配布地域 又は表示地域	表示媒体	商品	表示内容
平成 2 9 年 5 月 1 9 日	全国	会員カタログ	本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、 「2 万円値引き」、「さらに！会員様限定 2,000 円値引き」、「値引き後価格 会員様特 価 57,800 円」
			本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、 「値引き後価格 67,800 円」
			本件 1 0 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、 「値引き後価格 77,800 円」
			本件 1 4 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、 「値引き後価格 97,800 円」
平成 2 9 年 5 月 2 6 日			本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、 「2 万円値引き」、「さらに！会員様限定 2,000 円値引き」、「値引き後価格 会員様特 価 57,800 円」
			本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、 「値引き後価格 67,800 円」
			本件 1 0 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、 「値引き後価格 77,800 円」
			本件 1 4 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、 「値引き後価格 97,800 円」

配布年月日 又は表示期間	配布地域 又は表示地域	表示媒体	商品	表示内容
平成 2 9 年 6 月 3 日	石川県、愛知県、京 都府、大阪府、兵庫 県、山口県、高知 県、福岡県、大分県 及び沖縄県	新聞折り込み チラシ	本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、 「2 万円値引き」、「値引き後価格 衝撃価 格！ 59,800 円」
			本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、 「値引き後価格 69,800 円」
			本件 1 0 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、 「値引き後価格 79,800 円」
			本件 1 4 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、 「値引き後価格 99,800 円」
平成 2 9 年 6 月 9 日	福島県、茨城県、栃 木県、埼玉県、千葉 県、東京都、神奈川 県、福井県、山梨 県、長野県、岐阜 県、静岡県、愛知 県、三重県、滋賀 県、京都府、大阪 府、兵庫県、奈良 県、和歌山県、岡山 県、広島県、山口 県、徳島県、香川		本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、 「2 万円値引き」、「値引き後価格 衝撃価 格！ 59,800 円」
			本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、 「値引き後価格 69,800 円」
			本件 1 0 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、 「値引き後価格 79,800 円」
			本件 1 4 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、 「値引き後価格 99,800 円」

配布年月日 又は表示期間	配布地域 又は表示地域	表示媒体	商品	表示内容
	県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県			
平成 29 年 6 月 5 日	北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川	ダイレクトメール	本件 6 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 79,800 円」、「2 万円値引き」、「さらに！会員様限定 2,000 円値引き」、「値引き後価格 衝撃価格！ 57,800 円」
			本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 89,800 円」、「値引き後価格 67,800 円」
			本件 10 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 99,800 円」、「値引き後価格 77,800 円」
			本件 14 畳用エアコン	「ジャパネット通常税抜価格 119,800 円」、「値引き後価格 97,800 円」

配布年月日 又は表示期間	配布地域 又は表示地域	表示媒体	商品	表示内容
	県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県			
平成 2 9 年 6 月 1 日から同月 1 4 日	全国	自社ウェブサイト	本件 6 畳用エアコン	「2 万円値引き!」、「ジャパネット通常価格 79,800 円 (税別)」、「20,000 円値引き」、「値引き後価格 59,800 円 (税別)」
			本件 8 畳用エアコン	「ジャパネット通常価格 (税別) 89,800 円」、「値引き後価格 (税別) 69,800 円」
			本件 1 0 畳用エアコン	「ジャパネット通常価格 (税別) 99,800 円」、「値引き後価格 (税別) 79,800 円」
			本件 1 4 畳用エアコン	「ジャパネット通常価格 (税別) 119,800 円」、「値引き後価格 (税別) 99,800 円」